

徴税吏員証の無効について

次の徴税吏員証は亡失により無効としましたのでお知らせします。

番号 第 1194917 号
発行年月日 平成 22 年 4 月 1 日
亡失年月日 平成 22 年 8 月 26 日
公告年月日 平成 22 年 9 月 17 日

京都地方税機構職員が滞納処分及びそのための質問、検査又は搜索等を行う場合には徴税吏員証を携帯しており、関係人の請求に応じて呈示します。

徴税吏員証の様式

第	号	
		徴税吏員証
所 属		
職 名		
氏 名		
		平成 年 月発行
		京都地方税機構

京都地方税機構職員を名乗る不審な訪問等があった場合は、当機構各所属にお問い合わせいただくか、警察に通報するなどしてください。

お問い合わせ先

京都地方税機構	事務局（本部）	TEL 075-414-4499
	特別機動室	TEL 075-414-4444
	京都東地方事務所	TEL 075-213-6371
	京都西地方事務所	TEL 075-326-3381
	京都南地方事務所	TEL 075-692-1447
	相楽地方事務所	TEL 0774-72-5069
	山城中部地方事務所	TEL 0774-46-0807
	乙訓地方事務所	TEL 075-933-7061
	中部地方事務所	TEL 0771-22-3884
	中丹地方事務所	TEL 0773-56-0340
	丹後地方事務所	TEL 0772-68-1041



公 告

次の徴税吏員証は、亡失の日以降無効とする。

平成22年9月17日

京都地方税機構
広域連合長 山田 啓二



- 1 徴税吏員証番号
第1194917号
- 2 徴税吏員証に記載された徴税吏員の所属及び氏名
相楽地方事務所 新谷 麻実
- 3 徴税吏員証の発行年月日
平成22年4月1日
- 4 亡失年月日
平成22年8月26日